

## 生駒市規則第 1 2 号

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
(令和元年 9 月生駒市条例第 2 2 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、  
会計年度任用職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第 2 条 条例第 4 条の規定により準用する生駒市の一般職の職員の給与に関する  
条例(昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3 号。以下「給与条例」という。)第 5 条  
第 2 項の規定により市長が規則で定める給料の支給日は、同条第 1 項に規定す  
る期間(以下「給与期間」という。)によるその月の 2 1 日とする。ただし、そ  
の日が国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日  
(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、そ  
の日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でな  
い日を支給日とする。

2 給与期間中給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員とな  
った者及び給与期間中給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイ  
ム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当の支給)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数がある  
ときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。

2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給)

第4条 条例第6条の規定により準用する給与条例第8条の2第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員、同条第2項に規定する通勤手当の額その他通勤手当の支給及び返納に関することについては、一般職に属する職員で常勤のもの(以下「一般職常勤職員」という。)の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給)

第5条 条例第8条の規定により準用する給与条例第10条第1項の市長が規則で定める割合、同条第2項の市長が規則で定める時間及び市長が規則で定める割合、同条第4項の市長が規則で定めるものその他時間外勤務手当の支給に関することについては、一般職常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当の支給)

第6条 条例第9条の規定により準用する給与条例第11条の市長が規則で定める割合及び市長が規則で定める日その他休日勤務手当の支給に関することについては、一般職常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当の支給)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当の支給方法については、一般職常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 条例第11条の規則で定める時間数は、7時間45分とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給)

第9条 条例第12条第1項の規定により準用する給与条例第15条第1項の市長が規則で定める日、同条第5項の市長が規則で定める職員の区分、市長が規則で定める割合並びに市長が規則で定める額その他期末手当の支給及び一時差止処分(給与条例第15条の3第2項に規定する一時差止処分をいう。)に関する

ることについては、一般職常勤職員の例による。

(給与及び報酬の減額)

第10条 条例第7条の規定による給与の減額及び条例第16条の規定による報酬の減額を行う時間数は、その給与期間及び条例第22条第1項に規定する計算期間(以下「報酬の計算期間」という。)の全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 給与の減額及び報酬の減額を行う場合における条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び条例第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の算出の基礎となる給料月額及び報酬の額は、給料及び報酬を減額されている場合においても会計年度任用職員が本来受けるべき給料月額及び報酬の額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第11条 条例第17条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第17条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第17条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135(任命権者が必要と認め市長の承認を得た特別な勤務にあつては、100分の150)

2 条例第17条第2項の規則で定める時間は、7時間45分とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第12条 条例第18条第2項の規則で定める割合は、100分の135(任命権者が必要と認め市長の承認を得た特別な勤務にあつては、100分の150)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 条例第21条の規定により準用する給与条例第15条第1項の市長が規則で定める日、同条第5項の市長が規則で定める職員の区分、市長が規則で定める割合、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員並びに市長が規則で定める額その他期末手当の支給及び一時差止処分（給与条例第15条の3第2項に規定する一時差止処分をいう。）に関することについては、一般職常勤職員の例による。

2 条例第21条の規則で定める者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第9号に該当する者とする。

3 条例第21条の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規則で定める割合は、100分の130に、パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た割合（その割合に小数点第2位以下の端数を生じたときは、これを切り捨てた割合）を乗じて得た割合とする。ただし、条例別表第2に掲げる一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者、保育士・幼稚園講師又は看護師・保健師・栄養士の職種に該当するパートタイム会計年度任用職員であって、日額又は時間額により報酬が定められているものについては、100分の65とする。

4 条例第21条の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第4項の規則で定める算出方法は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める算出方法とする。

(1) 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 1月当たりの平均勤務日数（平均勤務日数に小数点第1位以下の端数を生じたときは、これを四捨五入した日数）に日額を乗じて算出する。

(2) 時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 1月当たりの平均勤務時間数（平均勤務時間数に小数点第1位以下の端数を生

じたときは、これを四捨五入した時間数)に時間額を乗じて算出する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第14条 条例第22条第1項の規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月の21日とする。ただし、その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

2 報酬の計算期間中報酬を支給する期日(以下「支給期日」という。)後において新たにパートタイム会計年度任用職員(月額で報酬が定められている者に限る。以下この項において同じ。)となった者及び報酬の計算期間中支給期日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬の支給)

第15条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給期日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(施行の細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。